

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

DAY-GO!

デイゴー

Daido Always by Your Side

けがの保険

愛する人の
ために。



くるまの保険



すまいの保険



けがの保険

3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりお守りし、あんしん・あんぜんをご提供いたします。

「DAY-GO!けがの保険」は、
以下の補償を充実させた
県民の皆さまのための傷害保険です。

ケガ

賠償

その他費用



スポーツ中に

野球の試合中に
ボールが当たり
ケガをした



台風時に

台風時に
飛来物に当たり
ケガをした



自転車に乗っている時に

自転車に乗っている際に
転んでケガをした



身の回りの
様々なリスクから
お守りします！

旅行中に

旅行中に誤って
カメラを落として
壊した



ゴルフ中に

ホールインワンを
達成し、記念品を
配布した



家事の最中に

誤ってベランダから
物を落とし、
通行人にケガをさせた



もしも事故にあってしまったら… 事故によるケガや賠償事故の例



剪定作業中に足を踏み外して落下した。

樹木に登って剪定作業を行っていたところ、足を踏み外して落下してしまっ

入院：180日※ 後遺障害認定

支払保険金：234万円

(弊社傷害保険契約の事故事例より)
※弊社で認定可能な最大の日数です。



信号機のない交差点で車と衝突した。

信号機のない交差点で原動機付自転車を運転中に、一時停止を無視して進入してきた車と衝突した。

入院：103日 通院：28日

手術：1回 後遺障害認定

支払保険金：237万円

(弊社傷害保険契約の事故事例より)



自転車運転中に、他人と衝突してしまった。

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

賠償額：9,521万円

(出典：「知っていますか？自転車の事故」
一般社団法人日本損害保険協会)



「DAY-GO!けがの保険」のおすすめポイント

Point 1

ふ ほう 訃報広告費用を補償します。

「訃報広告費用補償特約」をセットすることにより、沖縄県では社会的慣習となっている、新聞等への告別式広告の掲載にかかる費用を補償します。

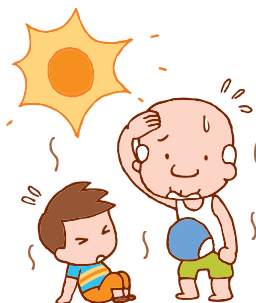
参考：5cm×2段
11万円程度



Point 2

熱中症についても補償します。

日差しの強い沖縄県にお住まいの皆さまのための補償として、「熱中症危険補償特約」を自動セットいたします。熱中症による身体障害を被った場合に、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。また、一定条件を満たす場合は、死亡保険金についてもお支払いします。



Point 3

補償の重複を解消した商品設計が可能です。

自動車保険加入者向けに、自動車事故によるケガを補償対象外とする特約およびプランをご用意しております。

また、医療保険加入者向けに、入院補償を補償対象外としたプランもご用意しております。

他の保険との補償の
重複をなくしたプランで、
保険料を抑えられます！



Point 4

自動継続により、契約更新手続きを省略できます。

「保険契約の継続に関する特約」をセットすることにより、ご契約時に定めた年齢まで毎年自動継続されますので、更新ごとの契約手続きの必要がありません(条件によってはセットできない場合があります)。

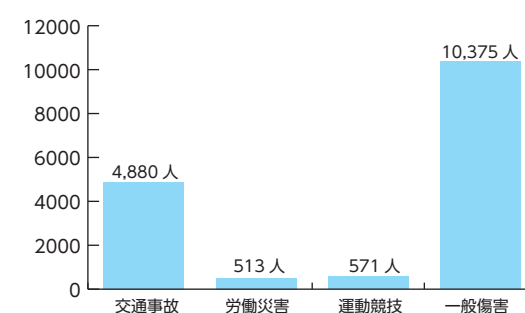
また、2年目以降(継続契約)の保険料について「自動継続割引」を適用します。



「自分は大丈夫」そうっていませんか？

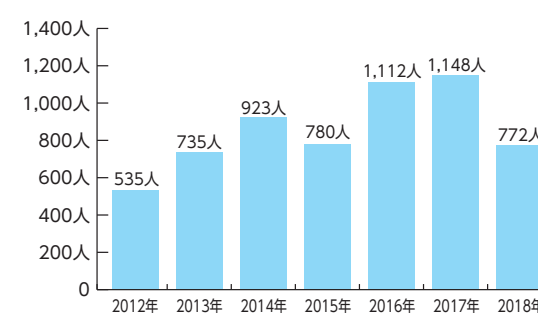
年間多くの方が、ケガや熱中症で救急搬送されています。

■ 沖縄県で2017年の1年間にケガで救急搬送された人数



(出典：2018年 消防庁「救急・救助の現状(救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員)」)

■ 沖縄県における熱中症患者数の推移



(出典：沖縄県「令和元年度沖縄県熱中症発生状況速報」)

しまんちゅ安心
プラン

子育て安心
プラン

ゴルフア
プラン

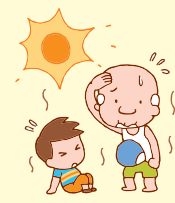
自転車プラン

フリープラン

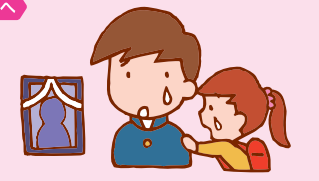
しまんちゅ相談
サービス

補償内容の詳細
に注意いただきたいこと

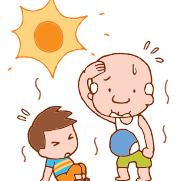
商品の全体像

プラン名	特徴	基本補償（各プラン共通）	
お客様のライフステージに合わせて選べるプラン しまんちゅ安心プラン P5	●お客様の家族構成に合わせて被保険者の範囲を設定できます。結婚や出産等、お客様のライフステージに合わせてご選択いただけるプランです。 ●自動車保険および医療保険に加入されているお客様におすすめのプランもございます。補償の重複をなくし、保険料を安く設定することができます。	■急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に、保険金をお支払いします。（事故の日から180日以内） ■熱中症による身体障害についても補償します。	
大切なお子さまの「もしも」のためのプラン 子育て安心プラン P7	●お子さまのケガを補償します。また、扶養者が亡くなった場合等の育英費用についても補償します。 ●誤ってお店の商品を壊してしまった場合等、被保険者の日常生活中における損害賠償責任を補償するプランもございます。	死亡したとき→死亡保険金  死亡・後遺障害保険金額の全額 ※熱中症については満23歳未満または学校教育法に定める学校の学生および生徒である場合のみお支払いの対象となります。	手術を受けたとき→手術保険金  入院保険金日額 × 入院中の手術→10倍、 外来の手術→5倍 ※1事故につき1回の手術に限ります。
安心してゴルフをプレーしていただくためのプラン ゴルファープラン P8	●ゴルフ中のケガの補償に加えて、他のプレイヤーへの損害賠償責任補償やゴルフ用品の損害などケガ以外の費用も補償します。 ●ホールインワン・アルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかった費用をお支払いします。	後遺障害が残ったとき→後遺障害保険金  死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	通院したとき→通院保険金  通院保険金日額 × 通院日数（90日限度）
身近に潜む交通事故のリスクに特化したプラン 自転車プラン P9	●自転車利用者等、交通事故によるケガに備えたいお客様にぴったりのプランです。ケガの補償を交通事故のみに限定することにより保険料を安く設定することができます。 ●自転車運転中に他人にケガをさせた場合等、被保険者の日常生活中における損害賠償責任も補償します。	入院したとき→入院保険金  入院保険金日額 × 入院日数（180日限度）	自動セットとなる特約 ■熱中症危険補償特約 P12①へ 熱中症による身体障害を補償します。 



ケガ以外の補償
■訃報広告費用補償特約 P12⑥へ 
■育英費用補償特約 P12⑥へ ■日常生活賠償責任特約（Dプランのみ） P12⑦へ 
■ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約 P13⑩へ ■ゴルフ用品損害補償特約 P13⑩へ ■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 P13⑩へ 
■日常生活賠償責任特約 P12⑦へ 

お客様の暮らしに合わせたケガ以外の費用を補償します。

上記の定型プランではカバーできないお客様の個別のニーズに対応します。 フリープラン P10	●お客様の個別のニーズに応じて、自由に補償内容を設定できます。 ●定型プランでは、保険金額等があらかじめ設定されたプランのみでしかご契約できません。団体契約など個別のニーズがある場合は、フリープランでご契約ください。	自動セットとなる特約 ■熱中症危険補償特約 P12①へ 熱中症による身体障害を補償します。 
---	---	--

しまんちゅ相談サービス P10へ 「DAY-GO!けがの保険」に加入された方は、無料相談OK!! 個人契約および記名式の団体契約のお客様は、電話による医療相談、相続相談等のサービスをご利用いただけます。 



しまんちゅ安心プラン

子育て安心プラン

ゴルファープラン

自転車プラン

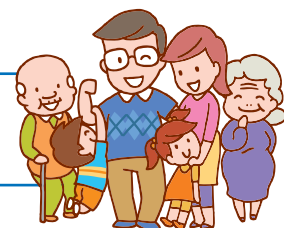
フリープラン

しまんちゅ相談サービス

補償内容の詳細
ご注意いただきたいこと

お客さまのライフステージに合わせてピッタリの補償が選べます！

しまんちゅ安心プラン



- 日常生活中におけるケガに加えて、熱中症による身体障害も補償します。
- 沖縄県では社会的慣習となっている新聞等への告別式広告の掲載にかかる費用も補償します。
- 家族構成に合わせて被保険者を設定できます。
- ご加入されている自動車保険や医療保険との補償の重複を一定程度解消し、保険料を安く設定できます。

基本補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)



死亡したとき
→死亡保険金



後遺障害が残ったとき
→後遺障害保険金



入院したとき
→入院保険金



手術を受けたとき
→手術保険金



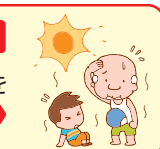
通院したとき
→通院保険金



熱中症危険補償特約

熱中症による身体障害を補償します。

P12 ①へ



国内・国外を問わず、ご家庭や職場、レジャー中などのケガを補償するよ！

※お支払いする保険金の額については、3～4 ページの基本補償をご確認ください。

自動
セット

訃報広告費用補償特約



被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に死亡した場合に、新聞等の「告別式広告」掲載にかかる費用を補償します。

お引受け時

- ◆被保険者の範囲:基本補償が本人型であれば「本人型」、それ以外であれば「家族型」となります。
- ◆免責期間:特約をセットしてから30日以内の損害については、保険金をお支払いできません。ただし、傷害による死亡の場合を除きます(2年目以降の契約には免責期間の適用はありません。)

保険期間中に被保険者が亡くなられた場合

保険金額を限度に、被保険者の親族が実際に負担した告別式広告の掲載にかかる費用をお支払いします。保険金の請求権者は、告別式広告費用を負担した親族^(注)となります。

(注) 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいい、同居の有無を問いません。

P12 ⑥へ

STEP1 プランを選択してください。

充実のスタンダードプランに加えて、自動車保険(人身傷害補償)や医療保険(入院・手術の補償)との補償の重複を一定程度解消したプランも選択可能です。各プランと補償範囲については以下のとおりです。

保険金の種類 プラン		自動車 ^(注1) 事故によるケガ			自動車 ^(注1) 事故以外の日常生活によるケガ		
		死亡・後遺障害	入院・手術	通院	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
Aプラン	A1プラン(医療保険加入者おすすめ)	○	×	○	○	×	○
	A2プラン(スタンダード)	○	○	○	○	○	○
Bプラン	B1プラン(自動車保険および医療保険加入者おすすめ) ^(注2)	×	×	×	○	×	○
	B2プラン(自動車保険加入者おすすめ) ^(注2)	×	×	×	○	○	○

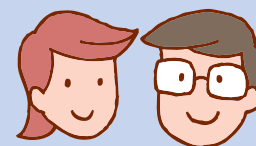
(注1) 原動機付自転車を含みます。

(注2) 「自動車事故危険補償対象外特約」がセットされます。なお、海外の自動車事故については補償の対象となります。

STEP2 被保険者の範囲を選択してください。

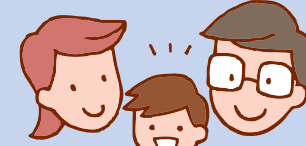
「本人型」「家族型」「夫婦型」「本人・親族型」からライフステージに合わせて選択可能です。被保険者の範囲については、11ページをご確認ください。

例えば



夫婦型

結婚したので、妻も被保険者に含めたい。



家族型

子どもが生まれたので、家族全員を被保険者に含めたい。

保険料

※ 下記は被保険者本人のご職業が職種級別A級に該当する方の保険料となっております。職種級別B級に該当する場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、職種級別につきましては11ページの職種級別表をご確認ください。

Aプラン(スタンダード)

プラン記号			A 1				A 2			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用
保険金額	本 人		500万円		2,000円	20万円	800万円	5,000円	3,000円	30万円
	配偶者		400万円		1,500円	20万円	600万円	3,000円	2,000円	30万円
	その他親族		300万円		1,000円	20万円	400万円	2,500円	1,500円	30万円
			初回口振あり		初回口振なし		初回口振あり		初回口振なし	
保険料	本人型	一時払	15,660円		15,990円		28,340円		28,940円	
		月 払	1,360円		1,400円		2,480円		2,540円	
	家族型	一時払	39,670円		40,490円		68,210円		69,600円	
		月 払	3,460円		3,540円		5,970円		6,090円	
	夫婦型	一時払	27,670円		28,230円		47,470円		48,430円	
		月 払	2,410円		2,470円		4,160円		4,240円	
	本人・親族型	一時払	30,600円		31,250円		53,490円		54,610円	
		月 払	2,670円		2,730円		4,680円		4,780円	

Bプラン(自動車保険加入者おすすめ(自動車事故危険補償対象外特約セット))

プラン記号			B 1				B 2			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用
保険金額	本 人		500万円		2,000円	20万円	800万円	5,000円	3,000円	30万円
	配偶者		400万円		1,500円	20万円	600万円	3,000円	2,000円	30万円
	その他親族		300万円		1,000円	20万円	400万円	2,500円	1,500円	30万円
			初回口振あり		初回口振なし		初回口振あり		初回口振なし	
保険料	本人型	一時払	13,170円		13,480円		23,830円		24,350円	
		月 払	1,140円		1,180円		2,090円		2,130円	
	家族型	一時払	34,260円		34,980円		58,960円		60,170円	
		月 払	2,990円		3,060円		5,170円		5,270円	
	夫婦型	一時払	23,860円		24,390円		40,830円		41,690円	
		月 払	2,080円		2,140円		3,580円		3,650円	
	本人・親族型	一時払	26,510円		27,070円		46,370円		47,330円	
		月 払	2,310円		2,360円		4,070円		4,140円	

しまんちゅ
安心プラン
ご契約時の
注意点

- 被保険者本人の年齢がご契約時において満70歳以上である場合は、「しまんちゅ安心プラン」はご契約できません(フリープランでのご契約となります。)
- 上記プランはあくまでお客さまのニーズに合わせておすすめするプランであり、「自動車保険」や「医療保険」に

ご加入されているお客さまが必ず該当するおすすめプランで契約しなければならないものではありません。

- 「人身傷害補償」がない自動車保険にご加入されている場合、傷害保険と補償内容が重複しないことがありますので、Bプランをご契約の際はご注意ください。



しまんちゅ安心
プラン

子育て安心
プラン

ゴルフアー
プラン

自転車プラン

フリープラン

しまんちゅ相談
サービス

補償内容の詳細
にご注意ください

大切なお子さまをしっかりと守ります！

子育て安心プラン



- ご家庭や通学中、レジャー中など、ケガの多いお子さまに特化したプランです。
- 日常生活中におけるケガに加えて、熱中症による身体障害も補償します。
- 扶養者が亡くなられた場合等の育英費用についても補償します。
- 日常生活中における賠償事故に備えたプランも選択可能です。

※被保険者は、年齢がご契約時において満22歳未満で扶養者がいらっしゃる方に限ります。

基本補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)



死亡したとき
→死亡保険金



後遺障害が残ったとき
→後遺障害保険金



入院したとき
→入院保険金



手術を受けたとき
→手術保険金



通院したとき
→通院保険金



入院したとき
→入院保険金

熱中症危険補償特約
熱中症による身体障害を補償します。 **P12 ①へ**



ケガが多い
お子さまを
手厚く補償するよ！

※お支払いする保険金の額については、3～4 ページの基本補償をご確認ください。

自動
セット

育英費用補償特約



扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした結果、死亡または重度の後遺障害になられた場合に、お子さま(被保険者)の育英費用を補償します。 **P12 ⑥へ**

Dプラン
のみ
セット

日常生活賠償責任特約



日常生活(スポーツ中や自転車搭乗中も対象)中の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、保険金額を限度に、損害賠償金をお支払いします。 **P12 ⑦へ**

保険料

※ 下記は被保険者本人のご職業が職種級別A級に該当する方の保険料となっております。職種級別B級に該当する場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、職種級別につきましては11ページの職種級別表をご確認ください。

Cプラン(子育てスタンダード)

プラン記号	C 1				C 2			
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用補償	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用補償
保険金額	335万円	1,500円	1,000円	400万円	570万円	3,000円	2,000円	1,000万円
	初回口振あり		初回口振なし		初回口振あり		初回口振なし	
保険料	一時払	11,890円	12,130円		23,660円	24,130円		
	月払	1,040円	1,050円		2,070円	2,100円		

Dプラン(日常生活賠償責任特約セット)

プラン記号	D 1					D 2				
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用	賠償責任	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用	賠償責任
保険金額	335万円	1,500円	1,000円	400万円	3,000万円	570万円	3,000円	2,000円	1,000万円	1億円
	初回口振あり		初回口振なし			初回口振あり		初回口振なし		
保険料	一時払	12,910円	13,170円			24,840円	25,330円			
	月払	1,130円	1,140円			2,170円	2,210円			

子育て安心
プラン
ご契約時の
注意点

● 被保険者となるお子さまは1名のみです。複数のお子さまへの補償をご希望される場合には、お子さまそれぞれを被保険者とする契約を個別にご契約いただく必要があります。

● 被保険者の年齢がご契約時において満22歳以上である場合は、「子育て安心プラン」はご契約できません(他のプランでのご契約となります)。

！ 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は同種の他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

①被保険者が保険期間開始時点で15歳未満の場合
②ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合

ゴルフプレー中のあらゆるリスクからお守りします！

ゴルフファープラン



- ゴルファーの皆さまをしっかりと守りし、安心してゴルフをプレーしていただくためのプランです。
- ゴルフプレー中のケガや熱中症、賠償事故、ゴルフ用品の損害まで幅広く補償します。

基本補償

急激かつ偶然な外来の事故(ゴルフ中に限る^(注))によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)

(注)「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」が自動セットとなります。 **P13 ⑨へ**



死亡したとき
→死亡保険金



後遺障害が残ったとき
→後遺障害保険金



入院したとき
→入院保険金



手術を受けたとき
→手術保険金



通院したとき
→通院保険金

熱中症危険補償特約
熱中症による身体障害を補償します。 **P12 ①へ**



ゴルフプレー中の
損害を補償するよ！

※お支払いする保険金の額については、3～4 ページの基本補償をご確認ください。

自動
セット

日常生活賠償責任特約 + ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約

ゴルフ中の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、保険金額を限度に、損害賠償金をお支払いします。 **P12 ⑦、P13 ⑩へ**



自動
セット

携行品損害補償特約 + ゴルフ用品損害補償特約

ゴルフ場敷地内においてゴルフ用品について生じた損害を補償します。 **P12 ⑧、P13 ⑪へ**



自動
セット

ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約

ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、習慣として負担する贈呈用の記念品購入費用、祝賀会費および記念植樹費用等の実費について保険金額の範囲内でお支払いします。 **P13 ⑫へ**



保険料

※ 下記は被保険者本人のご職業が職種級別A級またはB級に該当する方の保険料となっております。なお、職種級別につきましては11ページの職種級別表をご確認ください。

Eプラン

プラン記号	E 1						E 2					
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用
保険金額	240万円	1,400円	900円	3,000万円	10万円	30万円	580万円	3,000円	2,000円	1億円	20万円	50万円
	初回口振あり		初回口振なし				初回口振あり		初回口振なし			
保険料	一時払	5,280円	5,380円				9,040円	9,210円				
	月払	460円	470円				790円	810円				

ゴルフファー
プラン
ご契約時の
注意点

● 被保険者本人の年齢がご契約時において満70歳以上である場合は、「ゴルフファープラン」はご契約できません(フリープランでのご契約となります)。



しまんちゅ安心
プラン

子育て安心
プラン

ゴルフファー
プラン

自転車プラン

フリープラン

しまんちゅ相談
サービス

補償内容の詳細
ご注意ください

自転車プラン

- ケガの補償を交通事故に限定した、自転車利用者にぴったりのプランです。
- 交通事故によるケガに加えて、熱中症による身体障害も補償します。
- 自転車運転中に他人にケガをさせてしまった場合等、日常生活中における賠償事故も補償します。



基本補償

急激かつ偶然な外来の事故(交通事故に限る^(注))によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)

(注)「交通事故危険のみ補償特約」が自動セットとなります。 **P12 4へ**



死亡したとき
→**死亡保険金**



後遺障害が残ったとき
→**後遺障害保険金**



入院したとき
→**入院保険金**



手術を受けたとき
→**手術保険金**



通院したとき
→**通院保険金**

※お支払いする保険金の額については、3～4 ページの基本補償をご確認ください。



ケガの補償を
交通事故に限定することで
保険料を安く設定した
プランだよ！



熱中症危険補償特約

熱中症による身体障害を
補償します。 **P12 1へ**



自動
セット

日常生活賠償責任特約



日常生活(スポーツ中や自転車搭乗中も対象)中の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、保険金額を限度に、損害賠償金をお支払いします。

P12 7へ



2018年の自転車関連交通事故の発生件数は全国で85,641件！※

これは、交通事故全体の19.9%に当たります。搭乗者のケガはもちろん、加害者になった場合は数千万円の高額な損害賠償責任が生じることも…この損害賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。万が一の事故への備えは万全ですか？
※警察庁「自転車関連事故の状況」より

■ 自転車での加害事故例

賠償額	事故の概要
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)
6,779万円	男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさずに走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)

(出典:「知っていますか？自転車の事故」一般社団法人日本損害保険協会)

保険料

※ 下記は被保険者本人のご職業が職種級別A級またはB級に該当する方の保険料となっております。なお、職種級別につきましては11ページの職種級別表をご確認ください。

F プラン(交通事故危険のみ補償特約セット)

プラン記号		F 1				F2			
死亡・後遺障害		入院日額	通院日額	賠償責任	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	
保険金額		500万円	3,000円	1,500円	3,000万円	900万円	6,000円	3,900円	1億円
		初回口振あり		初回口振なし		初回口振あり		初回口振なし	
保険料	一時払	5,720円		5,830円		11,430円		11,660円	
	月払	500円		520円		1,000円		1,030円	

自転車
プラン
ご契約時の
注意点

- 被保険者本人の年齢がご契約時において満70歳以上である場合は、「自転車プラン」はご契約できません(フリープランでのご契約となります。)

フリープラン



- フリープランでは、定型プランではカバーできないお客さまの個別のニーズに対応します。
定型プラン以外の補償内容をご希望のお客さまはフリープランをご契約ください。
- フリープランをご契約の場合、補償内容^(注1)や保険金額をお客さまの個別のニーズに応じて選択できます^(注2)。
- フリープランをご契約の場合でも、「熱中症危険補償特約」は原則自動セットとなります。

(注1)「傷害医療費用保険金支払特約」等、定型プランでセットできる特約以外の特約をセットすることも可能です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(注2)被保険者の年齢やご職業および他の保険契約の有無等によってお引受けする保険金額や引受条件等を制限する場合があります。

※特約の内容については、12、13ページをご確認ください。

フリープランでのご契約となる場合

以下のような場合には、フリープランでのご契約となります。

個人契約		● 定型プラン以外の補償内容・保険金額でご契約する場合
団体契約	その他団体	● 1契約あたりの被保険者数が2名(家族)以上の場合 ● 1契約あたりの被保険者数が20名(家族)以上かつ一般団体契約に該当しない場合
	一般団体	● 団体類別基準に適合する団体ご契約者、被保険者とする場合
団体扱・集団扱		● 企業・官公署等の「団体」に所属する方がご契約者となる場合 ● 「集団」の構成員等がご契約者となる場合
包括契約	一般包括	● 個々の被保険者ごとに契約手続きを行わなくても、あらかじめ定められた条件に該当する被保険者については自動的に保険責任を発生させることを約定する契約の場合 ● 下記以外の包括契約の場合
	商品付帯	● 商品の製造業者または販売業者等を保険契約者とし、保険契約者が保険料の全額を負担して商品の直接の購入者等を被保険者とする包括契約の場合

しまんちゅ相談サービス

「DAY-GO!けがの保険」に加入された方は、無料相談OK!!

個人契約および記名式の団体契約のお客さまは、電話による医療相談、相続相談等のサービスをご利用いただけます。

受付時間

- 医療相談(①～⑦)／24時間・365日
- 相続相談(⑧、⑨)／午前10:00～午後6:00(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

※しまんちゅ相談サービスの詳細は「ご契約のしおり」に掲載しております利用規約をご覧ください。



相談例

- 最近太ってきたため、体調改善を考えている。
- 頭痛と吐き気があるが、医療機関で受診すべきか迷っている。
- 子どもがやけどをしてしまったが、応急処置をどうしていいかわからない。
- 夜中に子どもが高熱を出したが、これから受診できる医療機関はないか。
- 国内旅行中にケガをしてしまったが、一番近い病院を教えてほしい。

- 入院中であり転院を考えているが、手配が大変そうなのでお願いしたい。
- 医療機関で受診する前に専門医に相談したい。
- がんについて不安があるため、色々話を聞いてみたい。
- 相続について、連絡の取れない相続人がいるため、対応方法について相談したい。
- 相続にあたって費用がどれくらいかかるのかを具体的に税理士へ相談したい。



しまんちゅ安心
プラン

子育て安心
プラン

ゴルフアー
プラン

自転車プラン

フリープラン

しまんちゅ相談
サービス

補償内容の詳細
ご注意ください

補償内容の詳細

1. 被保険者としてご加入いただける方

しまんちゅ安心プラン・ゴルフプラン・自転車プラン	子育て安心プラン	フリープラン
被保険者本人のご職業が職種級別A級またはB級に該当し、かつ満70歳未満の場合	被保険者本人のご職業が職種級別A級またはB級に該当し、かつ満22歳未満で扶養者がいらっしゃる場合	被保険者本人のご職業が職種級別A級またはB級に該当する場合

●職種級別表

職種級別A級	職種級別B級
事務系会社員、小・中学校の教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、調理人、販売員など「 職種級別B級 」および下記「 特別危険な職業 」欄記載の 職業以外の方	農林業作業、漁業作業、採鉱・砕石作業、木・竹・草・つる製品製造作業、自動車運転者、建設作業
特別危険な職業（該当される方は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。）	
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む。）、力士およびその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業	

2. 被保険者の範囲

定型プラン	被保険者の範囲	セットされる特約 ^(注1)	対象となる被保険者		
			本人 ^(注2)	配偶者	親族 ^(注3)
しまんちゅ安心プラン	本人型		○	－	－
	家族型（家族補償特約セット）	・熱中症危険補償特約	○	○	○
	夫婦型（夫婦補償特約セット）	・計報広告費用補償特約	○	○	－
	本人・親族型（本人・親族補償特約セット）		○	－	○
子育て安心プラン	本人型	・熱中症危険補償特約 ・育英費用補償特約	○	－	－
ゴルフプラン	本人型	・熱中症危険補償特約 ・ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約 ・日常生活賠償責任保険 ・ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約 ・携行品損害補償特約 ・ゴルフ用品損害補償特約 ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	○	－	－
自転車プラン	本人型	・熱中症危険補償特約 ・交通事故危険のみ補償特約 ・日常生活賠償責任特約	○	－	－

(注1) 選択するプランにより、他の特約がセットされる場合があります。
(注2) 保険契約申込書の「被保険者ご本人」欄記載の方をいいます。
(注3) 家族型においては、本人またはその配偶者との同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚の子をいいます。
本人・親族型においては本人との同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚の子をいいます。
※1 上記の家族構成は、保険支払事由発生時のものをいいます。
※2 上記定型プラン以外に、補償内容を個別に設定できるフリープランでのご契約も可能です。

3. 補償内容

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり」等をご参照ください。
また、次の保険金は組み合わせいただくことが可能です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ・無免許運転、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・妊娠・出産・早産・流産 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、外国の武力行使等これらに類似の事変または暴動によるケガ ・ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・道路以外の場所で自転車、オートバイ、原動機付自転車等による競技、競争、興行、試運転をしている間のケガ など
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注1) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2) 後遺障害等級限定補償特約をセットした場合には、お支払いの対象となる後遺障害が3級以上または7級以上に限定されます。	
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数(180日間限度) (注1) 事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。 (注2) 入院保険金支払限度日数変更特約をセットした場合には、お支払いとなる限度日数は30日となります。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため手術を受けた場合	入院保険金日額 × 10倍または5倍* ※入院中の手術⇒10倍、外来の手術⇒5倍 (注1) 手術とは次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術。 ただし、創傷処理/皮膚切開術/デブリードマン/骨または関節の非観光的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術/抜歯手術を除きます。 ②先進医療に該当する手術。 ただし、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限りです。	※次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする額	保険金をお支払いできない主な場合
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診による治療を含みます。）された場合	通院保険金日額 × 通院日数(90日間限度) (注1) 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位*を固定するために医師の指示によりギブス等を装着したときは、その日数についても通院したものみなします。手指や足指の骨折で「指」のみをギブスで固定した場合等については対象外となります。 ※①長管骨または脊柱②長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限りです。③肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限りです。 (注2) 事故の日から180日以内の通院が対象となります。 (注3) 通院保険金支払限度日数変更特約をセットした場合には、お支払いとなる限度日数は30日となります。	

4. ご希望によりセットできる主な特約とその補償内容

セットできる主な特約およびその概要は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり」等をご参照ください。また、ご契約される保険によってはセットできない場合もございます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特約	概 要
① 熱中症危険補償特約 【原則自動セット】	日射または熱射による身体障害を被った場合に、普通保険約款に規定する、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。また、 事故時点において被保険者が次のいずれかに該当する場合は、死亡保険金についてもお支払いの対象となります。 なお、 本特約については、原則自動セットとなります。 ① 満23歳未満であること ② 学校教育法に定める学校の学生および生徒であること
② 保険契約の継続に関する特約	ご契約者と弊社との間でご契約時に定めた保険契約申込書記載の継続年齢 ^(注1) まで、保険契約が満了する日のご契約内容と同一のご契約内容 ^(注2) で毎年自動的に保険契約を継続します。 ^(注3) ^(注4) ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿

補償内容の詳細

特 約	概 要
⑨ 携行品損害補償特約	⑥ 手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手 ⑦ 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑨ その他保険証券記載の物 ※ 1 被保険者の範囲については以下のとおりです。 ゴルフープラン :基本補償と同様に、「本人型」となります。 フリープラン :基本補償に連動せず、「本人型」「家族型」「夫婦型」「本人・親族型」の4パターンから選択可能です。 ※ 2 免責金額は3,000円です。
⑨ ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフ ^(注1) の練習、競技または指導 ^(注2) 中に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に限り、保険金をお支払いします。 (注1)ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。 (注2)ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
⑩ ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約	被保険者が行うゴルフ ^(注1) の練習、競技または指導 ^(注2) 中に生じた偶然な事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、保険金をお支払いします。 (注1)ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。 (注2)ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
⑪ ゴルフ用品損害補償特約	ゴルフ場敷地内において、被保険者が所有するゴルフ用品 ^(注1) について、以下の事由により生じた損害に限り、保険金をお支払いします。 ① 盗難 ^(注2) 。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。 ② ゴルフクラブの破損または曲損。 (注1)ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 (注2)盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。
⑫ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	アマチュア資格のゴルファーが、日本国内のゴルフ場において「ゴルフ競技 ^(注1) 」中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、習慣として負担する贈呈用の記念品購入費用、祝賀会費および記念植樹費用等の実費について保険金額の範囲内でお支払いします。 ^{(注2)(注3)} (注1)「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴(公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払額はそれらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。 (注3)ホールインワンまたはアルバトロスの確認については、以下のいずれかの要件が必要となります。 ① 次に掲げる者の両方(公式競技においてはいずれか一方)が目撃していること ア、同伴競技者 イ、同伴競技者以外の第三者* * 具体的には次の方をいいます。 帯同者およびゴルフコンペ参加者、同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティープレイヤー など ② 記録媒体に記録された映像等の達成証明資料により、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できること ※被保険者の範囲については以下のとおりです。 ゴルフープラン :基本補償と同様に、「本人型」となります。 フリープラン :基本補償に連動せず、「本人型」「家族型」「夫婦型」「本人・親族型」の4パターンから選択可能です。
⑬ 傷害医療費用保険金支払特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として治療を受けた場合、事故発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用 ^(注) で社会通念上妥当と認められる金額を、保険証券記載の保険金額を限度としてお支払いします。 ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用 ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費 ③ 被保険者以外の医師の指示による治療費用・薬剤、治療材料、医療器具購入費用またはその他必要と認めた費用 (注)公的医療保険制度または労働者災害補償制度による給付、第三者より支払われた損害賠償金、保険金または共済金以外のその他給付等があるときはその額を、被保険者が負担した費用から差し引きます。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 契約締結時における注意事項(告知義務等)
- 保険契約申込書に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっている場合にはご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)
2. 死亡保険金受取人の指定について
- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。**被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に指定される場合は必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。なお、特定の方を死亡保険金受取人に指定される場合には、被保険者の署名および捺印、その他弊社の定める書類が必要となります。
また、企業などがご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族などに対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

3. 引受条件について(保険金額等)
- ① 保険金額の設定について、次の点にご注意ください。実際にご契約いただくお客さまの保険金額は保険契約申込書をご確認ください。
ア.被保険者の方の年齢・年収等に照らして、適正な金額となるように設定してください。
イ.入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められます。

ウ.次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は被保険者ごとに同種の他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。
a.被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
b.ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合
② 被保険者が保険開始日時時点で満70歳以上である場合や、これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険期間は1年間です。また、1年未満の短期契約や引受条件によっては、1年超の長期契約も可能です。ただし、「**保険契約の継続に関する特約**」をセットした場合、保険期間は1年に限り、次年度以降は自動的に継続されます。実際にご契約いただくにあたってのお客さまの保険期間は保険契約申込書をご確認ください。

5. 責任開始期
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に開始します。保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後でも**保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。**

6. 保険料
- 保険料は保険金額・保険期間、被保険者ご本人のご職業等により決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料については保険契約申込書にてご確認ください。

7. 保険料の払込方法について
- 保険料の払込方法は次のとおりです。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご契約の払込方法については保険契約申込書でご確認ください。

主な払込方法	一時払	分割払	
		6回払	12回払
直接集金 ^(注1)	○	×	○ ^(注4) (10%割増)
□座振替 ^(注2)	○	×	○ (5%割増)
団体扱・集団扱 ^(注3)	○ (5%割引)	○	○

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約締結後における留意事項(通知義務等)
- 保険契約申込書に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
2. 解約返れい金について
- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未

その他ご注意いただきたいこと

- 保険料のお支払いの際には、弊社所定の領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- ご契約のお申し込みを撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

万が一事故が起きた場合には

- すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金のお支払いが遅れることやお支払いができないことがありますのでご注意ください。
- 賠償をしなければならんと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、重複する他の保険契約等がある場合には、他の契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

(注1)直接集金では、取扱代理店が保険料を直接領収いたします。また、保険契約締結のお手続きの際に第1回目の保険料をお支払いください(一時払の場合は、保険料の全額をお支払いください)。
(注2)口座振替では、弊社の指定する金融機関の口座から、毎月26日にお引き落としいたします。26日が休業日の場合は翌営業日にお引き落としいたします。
(注3)お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です(団体扱契約・集団扱契約)。なお、団体扱・集団扱をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。
(注4)直接集金の12回払については一般団体の場合のみ選択可能です。

8. 満期返れい金・契約者配当金について
- この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただきますことがあります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

3. ご契約の継続について
- 次のような場合には、保険期間終了後、ご契約が継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ①著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
 - ②被保険者の年齢が70歳以上の場合

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております、詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。

- 事故により高度障害状態になり、意思能力を喪失した場合など被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、当会社の承認を得て、所定の方が被保険者の代理人(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記^(注)をご覧ください。)が保険金を請求できることがあります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
(注)① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合)
③ 上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族(上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合)

このパンフレットは「DAY-GO! けがの保険」(傷害総合保険)の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行なっております。したがって、取扱代理店とご契約いただいて有効に成立した保険契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。



しまんちゅ安心プラン

子育て安心プラン

ゴルフアープラン

自転車プラン

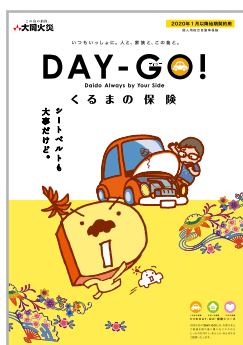
フリープラン

しまんちゅ相談サービス

補償内容の詳細
ご注意いただきたいこと

あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険
どんな自動車事故も
これであんしん!



▲すまいの保険
あらゆるリスクから
すまいをお守りします。



▲けがの保険
万が一のケガから
お客さまをお守りします。

Web約款のご利用をおすすめしています。

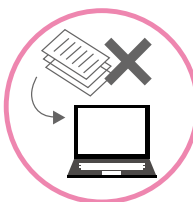


「Web約款」は、インターネットを利用して、弊社のホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、「冊子の約款」の送付に代えて、「Web約款」を選択いただいた場合、弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体等に寄付させていただきます。また、

「Web約款」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款を
ご選択いただく。



紙やインク、
エネルギーが削減される。



紙資源となる
森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に
寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ(<http://www.daidokasai.co.jp/>)に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター



0120-091-161 (通話料 無料)

FAX. 098-863-5596

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

「DAY-GO! けがの保険」は傷害総合保険のペットネームです。

●お申し込み・お問い合わせは